

市では、高齢者や家族の方のさまざまなご相談に応じるほか、介護予防や地域の見守り事業を行っています。各事業は、原則として65歳以上の方を対象としています。
詳しくは、介護福祉課(市役所第二庁舎2階)ほかで配布している「高齢者福祉のしおり」、「あなたの笑顔を支える介護保険」をご確認ください。各問合先の電話番号は、7面をご覧ください。

高齢者の各種制度

相談・生活支援

やすらぎ支援(認知症高齢者家族支援)
支援ボランティアが話し相手、声かけ等の援助を行います。
※軽度の認知症状が見られるおむね65歳以上の方、物忘れがあり不安のある方、その他援助についてのご相談のある方
◎桜町高齢者在宅サービスセンター

権利擁護センター
高齢者や障がいのある方が、地域で安心した生活をしていくために、金銭管理や成年後見制度利用などの相談を受け付けています。また、認知症の高齢者や知的・精神に障がいのある方などの日常生活を援助するため、有料サービスで福祉サービスの利用支援や金銭管理、書類預かりなどを行っています。
◎権利擁護センター

高齢者地域福祉ネットワーク(民生委員による地域の見守り)
安心して住み慣れた地域で暮らしていくため、必要に応じて、民生委員が近隣の方と協力し、見守り・支援の体制を作り、地域の相談役として、住民と行政の橋渡しをしています。
◎高齢者地域福祉ネットワーク(民生委員による地域の見守り)

介護職員初任者研修受講費用の助成
介護職員初任者研修を修了し、一定要件を満たす方に受講料等の一部を助成します。市でも無料で同研修を実施しています。
◎申込期限(初回のいずれかに該当する方)▽市内在住で、研修修了後6か月以内に市内の介護保険事業者等に就労し、3か月以上継続して勤務している方▽就労開始後6か月以内▽市内の介護保険事業者等に3か月以上継続して勤務している介護職員で、研修修了後も継続して勤務する方(市外在住の方も可) ▽研修修了後6か月以内
■助成内容受講料等の2分の1(上限3万円。100円未満切り捨て)
■申請書配布場所介護福祉課、市ホームページ
他▽1人1回まで▽他の給付制度との併用不可
◎介護福祉課高齢福祉係

見守りシール事業
高齢者等の衣服や持ち物

にシールを貼り付けることにより、行方不明になった際に発見者がシールに書かれた連絡先に電話することで、発見者も家族等も互いに個人情報を出さずに直接やり取りできるシステムです。
▽年間利用料113,000円(生活保護世帯の方は無料)
◎介護福祉課高齢福祉係

徘徊高齢者家族支援サービス
認知症による徘徊のある高齢者が発信器を携帯し、居場所が不明であるときに、市内の介護者が委託事業者に高齢者の位置を問い合わせ、保護を図ります。発信器利用の申込金およびリース料金の一部を助成します。
▽助成基準額の10%(市民税非課税世帯は3%)
◎介護福祉課高齢福祉係、各地域包括支援センター

高齢者特別生活援助
衣類の入れ替え、大掃除、大型家具の移動、照明器具の交換等を援助します。1年度内2回利用でき、1回2時間を限度に作業員2人を派遣し、援助します。
◎市内在住で次の要件をすべて満たす方▽ひとり暮らしまたは高齢者世帯▽市民税非課税世帯▽日常生活援助が必要な虚弱な方または要支援・要介護と認定された方
▽1割負担

自立支援・日常生活用具の給付
①腰掛便座、入浴補助用具、手すり、スロープ(基準額は年10万円まで) ②シールパーカー(基準額1万5千円)、一本つえ(基準額4千300円)、電磁調理器(基準額1万5千円)を給付します。
◎要介護認定で①は「非該当」、②は「要支援または要介護」と認定された高齢者で、用具の給付が必要と認められる虚弱な方
▽助成基準額の10%(市民税非課税世帯は3%)。助成限度額を超え部分は、利用者負担となります
◎介護福祉課高齢福祉係、各地域包括支援センター

特別短期生活介護(緊急ショートステイ)
介護が必要にもかかわらず、介護者の急病、事故、災害、葬儀、その他の緊急を要する理由で介護ができないときに、一時的に施設で介護します。(原則、1回7日以内)
▽1日100円(食費、管理費等は別途必要)
◎介護福祉課高齢福祉係

自立支援住宅改修の助成
①住宅改修予防給付手すりの取り付け、床段差の解消、床材の変更、扉の取り

替え、便器の取り替え等
②住宅設備改修給付浴槽、流し、洗面台の取り替え、便器の洋式化等
◎要介護認定で①は「非該当」、②は「非該当、要支援または要介護」と認定された高齢者で、身体的理由で住宅改修が必要と認められる虚弱な方
▽助成限度額の10%、20%または30%(市民税非課税世帯は3%) ※助成限度額(①1家屋20万円②1家屋37万9千円)を超える部分は、利用者負担となります
◎介護福祉課高齢福祉係、各地域包括支援センター

寝具乾燥
寝具乾燥機(敷き布団2枚、掛け布団1枚、毛布1枚)を、1回無料で貸します。
◎ひとり暮らし、または高齢者世帯のうち、心身の障がい、傷病などの理由で寝具類等の衛生管理が困難な方またはこれに準ずる方
◎介護福祉課高齢福祉係、各地域包括支援センター

おむつサービス
業者を通じて、紙おむつや尿取りパット(月8千円以内)を無料で配付します。
◎要介護認定で要介護4または5と認定された失禁状態にある在宅の高齢者(市民税非課税世帯)を介護する家族の方
◎介護福祉課高齢福祉係、各地域包括支援センター

介護する家族のために
家族介護継続支援
交流会や講習会等を通して介護による身体的・精神的負担の軽減を図ります。詳細はお問い合わせください。
◎認知症高齢者を介護する家族の方等
◎本町高齢者在宅サービスセンター、中町高齢者在宅サービスセンター、小金井あんず苑

家族介護教室
適切な介護知識・技術を習得するための教室です。
◎介護に関心のある方等
◎桜町高齢者在宅サービスセンター、本町高齢者在宅サービスセンター、中町高齢者在宅サービスセンター、中町高齢者在宅サービスセンター、社会福祉協議会、緑寿園ケアセンター、小金井あんず苑、商工会

市税の納付は、クレジットカード利用が便利です。スマートフォンから簡単に

介護予防のために

小金井さくら体操自主グループ
市のこの地介護予防体操である「小金井さくら体操」とストレッチ体操、筋力強化のための「せらばん体操」を実施します。
◎市内在住の65歳以上の方 ※会場により、条件が異なります

介護福祉課包括支援係、各地域包括支援センター

介護支援ボランティアポイント事業(活き生きボラポ)
ボランティア活動を行うことにより、高齢者自身の健康増進と介護予防をめざします。
介護保険施設などでボランティア活動実績に応じてスタンプが取得できます。取得したスタンプは、年間最大8千円分(小金井さくらポイント)に交換できます。
◎市内在住の要介護認定等を受けていない65歳以上の方
■参加方法
商工会窓口で登録申請を行ってください
◎登録申請について
商工会、事業について
介護福祉課包括支援係

市デイサービス認定サブスタッフ養成講座
介護予防や地域について学びながら、デイサービスで職員の補助として活動する元気な高齢者の方を養成します。(左図参照)
◎市内在住の要介護認定等を受けていない65歳以上の方

開催時期市報等でお知らせします
◎介護福祉課包括支援係

小井井市デイサービス認定サブスタッフ
「生活目標」の達成をサポート
「生活目標」の達成をめざす
地域へ参加
利用者(要支援者)
サブスタッフ(地域住民)
スタッフの補助として関わる
講座や実習において知識、技術の提供
地域における通いの場や住民主体の活動運営

地域の見守り

ひとり暮らしの高齢者と高齢者世帯
ひとり暮らしの方等の話し相手や日常生活の相談等を無料で行います。
◎ひとり暮らしまたは高齢者世帯(日中のみひとりの方も可)
◎介護福祉課高齢福祉係、各地域包括支援センター

ひつり声訪問(牛乳等の配達)
牛乳またはコーヒー牛乳を無料で配達し、見守りを行います。
◎日常的に見守りが必要な市民税非課税世帯のひとり暮らしまたは高齢者世帯で、近隣に親族がいない方
◎介護福祉課高齢福祉係、各地域包括支援センター

救急代理通報システム
救急代理通報事業者を通じて、救急時(火災、急病、緊急時)にボタンを押すと救護者による救助等を得ることができます。
◎ひとり暮らしまたは高齢者世帯(日中のみひとりの

高齢者の話し相手に
ひとり暮らしの高齢者の方の話し相手になります。利用を希望する方、会員としてボランティアを希望する方は、ご連絡ください。
◎小金井ボランティア・市民活動センター

無線発報器(ペンダント式)
方(可)で、救急車を呼ぶような慢性疾患等のため常に注意を要する方
◎介護福祉課高齢福祉係、各地域包括支援センター

こごきまき理容券(割引券)の配付
市内のごきまき理容協会の店を利用するとき、理髪・洗髪料等が2千円割引になります。
◎ひとり暮らしで近隣に親族がいない市民税非課税世帯の高齢者
◎介護福祉課高齢福祉係、各地域包括支援センター

入浴券の配付(公衆浴場)
公衆浴場の無料入浴券(都内共通)を月7枚配付します。
◎ひとり暮らしで近隣に親族がいない高齢者で、自宅にふろがな、あっても壊れているか、身体的状況により使えない方
◎介護福祉課高齢福祉係、各地域包括支援センター

配食サービス
週3回を基本として夕食を配達します。
◎要介護認定で「要支援または要介護」と認定されたひとり暮らしまたは高齢者世帯の方で、精神的、身体的理由等により食事の用意ができない方 ※原則として、近隣に親族がいる場合は利用できません
▽1食800円(市民税非課税世帯は300円)
◎退院したばかりの方を対象に緊急配食サービスもあります
◎介護福祉課高齢福祉係

家具転倒防止器具の取り付け
家具転倒防止器具等(上限あり)を給付し、自宅に取り付けます。
◎市内在住
で、ひとり暮らし高齢者、または高齢者世帯(近隣に親族が居住していないこと)で、当該家屋に引き続き居住する、過去に同制度を利用していない方
◎介護福祉課高齢福祉係

問合先

小金井市	
介護福祉課高齢福祉係	(☎042-387-9843)
介護福祉課包括支援係	(☎042-387-9845)
関連施設	
小金井きた地域包括支援センター	(☎042-388-2440)
小金井みなみ地域包括支援センター	(☎042-388-8400)
小金井ひがし地域包括支援センター	(☎042-386-6514)
小金井にし地域包括支援センター	(☎042-386-7373)
権利擁護センター	(☎042-386-0121)
小金井ボランティア・市民活動センター	(☎042-387-0011)
桜町高齢者在宅サービスセンター	(☎042-381-0006)
本町高齢者在宅サービスセンター	(☎042-388-8011)
中町高齢者在宅サービスセンター	(☎042-386-6513)
社会福祉協議会	(☎042-386-0294)
緑寿園ケアセンター	(☎042-462-1206)
小金井あんず苑	(☎042-388-7511)
商工会	(☎042-381-8765)